

中経 論壇

日本公認会計士協会 東海会
国際業務委員会 花輪 大資



昨日、サステナビリティーやESGといった言葉をよく見聞きするようになってきている。2006年に国連が「環境、社会、ガバナンスに配慮して投資家は投資するべき」と宣言したことをきっかけに、ESGの視点で投資対象を選定することが投資家に促された。その投資判断のための非財務情報、すなわちサステナビリティー情報への関心が高まっている。あわせて、サステナビリティー情報への第三者保証(監査)にも関心が寄せられている。

これまで、サステナビリティー情報開示は制度化されておらず、欧米を中心に多くの団体が任意で開示基準やフレームワークを開発しており、開示の一貫性や比較可能性に問題があった。そこで、IFRS財団が国際的なサステナビリティー報告基準の開発を担う新組織としてISSB(国際サステナビリティー基準審議会)を設立し、23年6月にIFRS S1(サステナビリティー関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項)とIFRS S2(気候関連開示)の二つの基準がIFRSBによって最終化されている。現在、各国でこれらの基準を基礎としてサステナビリティー情報開示制度が検討されている。

非財務情報開示の動向

EUではサステナビリティー情報開示の制度整備が進んでおり、23年1月にCSRD

(企業サステナビリティー報告指令)が発効された。EU域外の企業についても、EU域内の売り上げや子会社の規模などに応じて28年開始事業年度からCSRDが適用されるため、日本企業にも影響がある。また、サステナビリティー情報への第三者保証が義務付けられている。

米国では、SECに提出する年次報告書における気象変動開示を義務化する規則を最終化し、25年開始会計年度以降、企業区分に応じて順次適用される予定である。また、一定の企業には温室効果ガス排出量についての第三者保証が求められる。

日本では、財務会計基準機構がSSBJ(サステナビリティー基準委員会)を設置し、IFRS S1・S2を基礎に日本版S1・S2の開発を行っている。金融審議会では、東証プライム上場の時価総額3兆円以上の企業について、27年3月期ないし28年3月期から日本版S1・S2基準による情報開示を義務化し、順次適用企業を拡大することとしている。また、サステナビリティー情報に対する保証も、28年3月期からの適用が提案されている。21年に改訂されたコーポレートガバナンス・コードでは、東証プライム上場企業はTCFD(気候関連財務情報開示に関するタスクフォース)または同等の枠組みに基づく気候変動リスクに関する開示が求められる。

サステナビリティー情報の開示と保証は新たな取り組みであり、従来の財務諸表では表示されない企業価値の観点として経営上考慮することも、各国規制の最新動向を把握し、自社への影響を分析のうえ、適時適切に対応することが望まれる。

開示から保証に向けて

め波タド、でも。や作にと郎瀧合ん見。



大学が夏季休暇に入り、静謐(せいひつ)な日々のか短い論文を一つまとめた。学期中は学生指導に熱量を集中させており、研究については観察、実験の手は動いても、そこから得た結果を思索する心の余裕に乏しい。今は久しぶりに、専門書や学術論文を読みながら、研究をまとめる楽しさをかみ締めているところだ。

自然の負荷と供給

この論文の趣旨は、西三河の矢作川に流入する支川(支流)の一つが、本川

川の水質が

老

(本流)の水質に及ぼす影響を明らかにすることである。この支川は籠川(かごがわ)といい、標高630

野崎 健太郎
大学 准教授